

## 【別添1】

### 委託経費の対象となる経費

委託経費として計上できる経費は、次の経費とします。

#### 1 直接経費

##### (1) 人件費

事業に直接従事する職員等の人件費

なお、国からの交付金等で職員分の人件費を負担している法人（地方公共団体を含む。）については、職員分の人件費は計上できません。

##### (2) 謝金

ファシリテーター等に対する謝金

##### (3) 旅費

国内の出張に係る経費

##### (4) 事業費

- ・ 消耗品費（機械・備品費に該当しない物品）
- ・ 印刷製本費（報告書等に係る経費）
- ・ 通信運搬費（郵便料、送料等に係る経費）
- ・ 雑役務費（外注による統計分析等に係る経費及びホームページ作成経費）
- ・ 借料（会場等の借りに係る経費）
- ・ 賃金（事業に直接従事する補助職員等の賃金）
- ・ 調査票費（アンケート用紙等に係る経費）

#### 2 一般管理費

1の(4)の事業費の15%以内

#### 3 消費税等相当額

1及び2の経費のうち非課税取引、不課税取引及び免税取引に係る経費の8%

※1 一般管理費は直接経費以外で本事業に必要な経費です。具体的には、事務費、光熱水料、燃料費、通信運搬費、租税公課、事務補助職員の賃金等となります。また、光熱水料等の全体額の一部を一般管理費で負担する場合には、事業に携わる人数比で按分する等により合理的に算出し、本事業に係る経費であることを明確に区分していただく必要があります。

※2 委託先が「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年法律第50条）第42条第2項に規定する特例民法法人（以降、「特例民法法人」と略す。）の場合は、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、国から特例民法法人に交付された補助金・委託費等（以下「補助金等」という）のうち、他の法人等の第三者に分配・交付するものを5割未満にする必要があります。また、国から特例民法法人に交付された補助金等を年間収入の3分の2未満とする必要があります。